



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知・3件（農地農村整備課） 1
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 2

公 告

- 行政書士試験の実施（市町村課） 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 4

公安委員会事項

- 警備業法施行細則の一部を改正する規則 6

告 示

沖縄県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（瓦原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 19 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（下南最寄地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 19 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宜野座村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野座村字松田

- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 6 月 8 日から同年 10 月 15 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第 279 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、糸満市武富士地区画整理組合から糸満市武富士地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第 280 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、昭和 48 年沖縄県告示第 184 号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 浦添市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 48 年 6 月 18 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、行政書士試験を次のとおり実施する。
なお、試験事務は、同法第 4 条第 1 項の規定により一般財団法人行政書士試験研究センターに行わせる。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日 令和 8 年 11 月 8 日（日曜日）午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所 沖縄大学本キャンパス 那覇市字国場 555 番地
- 3 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法
 - (1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布
 - ア 配布場所 沖縄県企画部市町村課、沖縄県名護県税事務所、沖縄県コザ県税事務所、沖縄県宮古事務所総務課、沖縄県八重山事務所総務課及び沖縄県行政書士会
 - イ 配布期間 令和 8 年 7 月 21 日（火曜日）から同年 8 月 17 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、それぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（沖縄県行政書士会においては、午前 9 時から午後 5 時まで）とする。
 - (2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求方法
 - ア 請求期間 令和 8 年 7 月 6 日（月曜日）から同年 8 月 7 日（金曜日）まで（必着）
 - イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒（角形 2 号）に、郵便切手 180 円分を貼付し、次の宛先に郵送すること。
〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- 4 受験申込み手続の受付期間
 - (1) 郵送による受験申込み 令和 8 年 7 月 21 日（火曜日）から同年 8 月 17 日（月曜日）まで（願書受付締切当日の消印のあるものまで有効）

- (2) インターネットによる受験申込み 令和 8 年 7 月 21 日（火曜日）午前 9 時から同年 8 月 24 日（月曜日）午後 5 時まで
- 5 その他 詳細は、試験案内による。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県立総合教育センター所長 金城 正 樹

- 1 調達する物品等の種類 次世代ネットワーク演習システム賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が令和 8 年 7 月 1 日現在において 3 年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
- (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目 11 番 1 号 電話番号 098-933-7555
- (3) 申請書等の受付期間 令和 8 年 7 月 10 日（金曜日）から同月 31 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立総合教育センターが実施する次世代ネットワーク演習システム賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県立総合教育センター所長 金城 正 樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次世代ネットワーク演習システム（以下「機器等」という。）賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和 8 年 12 月 28 日（月曜日）
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和 8 年 7 月 10 日付け沖縄県公報定期第 5424 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による次世代ネットワーク演習システム賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）午後 5 時までに 3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合、2 日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）午後 5 時までに 3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目 11 番 1 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）午前 10 時
 - (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館 3 階第 2 会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を 5(1)の日時までに 3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3 (2) の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目 11 番 1 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5 (1) の日時に 5 (2) の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）午後 5 時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) この入札による契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED
Next-generation network exercise system (Including installation and maintenance service)
1 set
- (2) BID OPENING
10:00 a.m. August 25, 2026
- (3) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural General Education Center Office

3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
Telephone 098-933-7555

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第 9 号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

沖縄県公安委員会

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成 18 年沖縄県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「— 3 条」を「・ 第 3 条」に、「・ 第 18 条」を「— 第 19 条」に、「第 19 条— 第 21 条」を「第 20 条— 第 22 条」に、「第 22 条」を「第 23 条」に改める。

第 8 条中「又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署」を削り、「することができ」を「するものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、県内に住所を有しない者が当該受講申込書を提出しようとするときは、沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課を経由して公安委員会に提出するものとする。

第 10 条第 1 項中「責任者講習等」の次に「及び現任指導教育責任者講習（法第 22 条第 8 項に規定する講習をいう。以下同じ。）」を加える。

第 11 条の見出し中「責任者講習等」を「講習」に改め、同条中「責任者講習等」の次に「及び現任指導教育責任者講習」を加え、「するものとする」を「することができる」に改める。

第 22 条を第 23 条とする。

第 6 章中第 21 条を第 22 条とする。

第 20 条第 1 項中「別記様式第 14 号」を「別記様式第 15 号」に改め、同条第 2 項中「別記様式第 15 号」を「別記様式第 16 号」に改め、同条を第 21 条とする。

第 19 条中「別記様式第 13 号」を「別記様式第 14 号」に改め、同条を第 20 条とする。

第 5 章中第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、同章中同条の前に次の 1 条を加える。

（機械警備業務管理者の兼任等）

第 17 条 施行規則第 60 条ただし書の規定による機械警備業務管理者の兼任に係る申請は、機械警備業務管理者兼任申請書（別記様式第 13 号）により行うものとする。この場合において、機械警備業務管理者として兼任の申請がなされる者の機械警備業務管理者資格者証の写しを添付するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請により兼任の承認をした場合は、兼任承認通知書により通知するものとする。

別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

警備員指導教育責任者兼任申請書

警備業法施行規則第 39 条第 3 項の規定により警備員指導教育責任者の兼任の承認を申請します。

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏 名 又 は 名 称	
住 所	

認定をした公安委員会の名称	公安委員会	認定の番号	
---------------	-------	-------	--

(兼任に係る営業所の名称及び所在地)

営業所	名 称	
	所 在 地	
営業所	名 称	
	所 在 地	

(兼任に係る警備員指導教育責任者に係る事項)

氏	名			
住	所			
交付をした公安委員会の名称		公安委員会	資格者証の番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 4 号 (第 7 条、第 17 条関係)

兼 任 承 認 通 知 書

沖縄県公安委員会指令 (生企) 第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

警備員指導教育責任者

年 月 日付けで申請のあった

の兼任について、次のとおり承認した

機械警備業務管理者

ので通知する。

1 承認を受ける警備業者の名称等

認 定 番 号

氏名又は名称

住 所

2 兼任をする営業所又は基地局

(1) 名 称

所 在 地

(2) 名 称

所 在 地

3 兼任をする警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者

氏 名
住 所

(履行事項)

- 1 兼任をする営業所の警備員が 5 名以上となったときは、営業所ごとに専任の警備員指導教育責任者を選任すること。
- 2 兼任をする基地局の警備業務対象施設数が 5,000 以上となったときは、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者を選任すること。
- 3 選任する警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者に変更があったときは、変更の届出を行うこと。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 7 号中 「警備員指導教育責任者講習」 を 「警備員指導教育責任者講習
機械警備業務管理者講習」 機械警備業務管理者講習 に改める。
現任指導教育責任者講習

別記様式第 15 号中 「第 20 条」 を 「第 21 条」 に改め、同様式を別記様式第 16 号とする。

別記様式第 14 号中 「第 20 条」 を 「第 21 条」 に改め、同様式を別記様式第 15 号とする。

別記様式第 13 号中 「第 19 条」 を 「第 20 条」 に改め、同様式を別記様式第 14 号とし、別記様式第 12 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 13 号 (第 17 条関係)

機械警備業務管理者兼任申請書

警備業法施行規則第 60 条ただし書の規定により機械警備業務管理者の兼任の承認を申請します。

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
認定をした公安委員会の名称	公安委員会	認定の番号	

(兼任に係る基地局の名称及び所在地)

基地局	名 称	
	所 在 地	
基地局	名 称	
	所 在 地	

(兼任に係る機械警備業務管理者に係る事項)

氏 名	
-----	--

住	所		
交付をした公安委員会	の名称	公安委員会	資格者証の番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 10 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地